平成２８年（フ）第２５３８号
大阪市東淀川区小松２丁目６番34号ハイツ小松401号
債務者　鈴木　信一
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２１号
大阪市港区三先１丁目14番29―202号
債務者　市橋　亮二
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６３７号
大阪市平野区瓜破１丁目２番15―506号
債務者　山元マチ子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７７０号
大阪市平野区平野馬場１丁目５番21号　サンマール平野303号
債務者　片山　祀子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９５号
大阪市東住吉区山坂５丁目19番９号　中野ビル　305号
債務者　豊原　美樹
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１８号
大阪府八尾市安中町８丁目５番13号
債務者　松村　礼子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９８５号
大阪市城東区野江１丁目２番15号　メゾンさやか103
債務者　永田　弘美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０５９号
大阪市大正区千島２丁目４番３―505号
債務者　宮城　　薫
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１３８号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番３―504号
債務者　木下　澄雄
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１４２号
大阪市淀川区西三国２丁目６番13号　三国文化南棟　101号、前住所大阪市淀川区新高１丁目５番17号　サンライズカイツ谷川203号
債務者　田中　光夫
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７１号
北海道北斗市久根別２丁目５番４号
債務者　岩橋　鴻造
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
福岡県築上郡築上町大字高塚707番地　新開第２団地105号
債務者　長島　**廣**美
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
福岡県築上郡築上町大字高塚707番地　新開第２団地105号
債務者　長島　**靜**枝
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
福岡県京都郡苅田町神田町３丁目８番地７（コーポ荒巻103号室）
債務者　池田　　仁
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
岩手県奥州市水沢区字桜川66番地13　石田住宅６号棟　１－３号
債務者　下川原涼夏
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第７９１号
埼玉県上尾市原新町27番１号　桃寿苑、旧住所埼玉県上尾市日の出３丁目10番35―13号
債務者　羽賀　　進
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８２４号
埼玉県戸田市美女木８丁目９番地の３　サンライトシティ美女木202号室
債務者　赤木　健治
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係